

災害見舞金等請求書

(注)「損害内容」の記入に当たっては、裏面の記載例を参考にしてください。

災害見舞保険金等請求書の「損害内容」を記載するにあたっては、契約物件のどの部分が、何が原因で、どの程度の損害を受けたのか、を下記の記載例を参考にして、具体的に記載してください。

(記 載 例)

- ① 集中豪雨により、自宅の近くを流れるA川の堤防が決壊し、泥水が自宅の中に流れ込み、1階全室が床面から110cmの床上浸水となった。
これにより、畳、床、内壁が汚損されたほか、浴室、トイレが使用不能となった。また、家具（応接セット、タンス、ベッド、食器棚）、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、テレビ）も泥水により使用不能となった。
- ② 台風による強風雨により、自宅の屋根瓦全体の3分の1程度が、落下、ずれ、破損などの損害を受けた。また、自宅横のカーポートの屋根（波板）10枚のうち3枚が吹き飛ばされた。更に、TVアンテナが落下し使用不能となった。
- ③ 台風による強風により、母家の庇が落下し、外壁の一部（3㎡）が剥がれた。また、土塀の一部（5㎡）が崩落し、その横にあった物置の壁に穴があいた。
- ④ 竜巻による突風により、自宅の屋根瓦30枚が吹き飛ばされ、その破片が外壁に突き刺さった。また、テラスのデッキが傾き、天窓ガラスが割れた。そのほか雨戸が飛ばされ破損するといった損害を受けた。
- ⑤ 地震により、自宅の屋根瓦の半分程度が落下したほか、外壁に大きな亀裂が入り、内壁にも細かな亀裂が多数入る損害を受けた。また、食器棚が倒れ、食器と共に使用不能となった。
- ⑥ 落雷警報の発令があった日に、テレビ画面が突然消えた。業者に確認したところ、落雷による過電流が原因であるとの説明があった。当該テレビの部品が現存しておらず、修理不能であることが分かった。
- ⑦ 大雪警報が発令され降り続いた雪により、自宅横にある倉庫兼車庫（30㎡）が押し潰される損害を受けた。